

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-13-24
第一はせ川ビル6階
TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



作成：平成28年3月29日

作成者：弁理士 松田 洋

【事件名】 シートカッター事件
【事件種別】 特許権侵害差止等請求控訴事件
【事件番号】 平成26年（ネ）第10124号
【裁判所部名】 知財高裁第3部
【判決日】 平成27年12月16日判決
【キーワード】 特許の有効性（新規性）

*以下は、本件判決文を抜粋して整理したものである（下線は筆者が付した）。

【主文】

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 前項の部分に係る被控訴人の請求をいずれも棄却する。

【事案の概要】

原判決は、被控訴人の請求のうち、控訴人に対し、控訴人製品の製造、譲渡等の差止め及び廃棄並びに損害賠償として79万4000円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる限度で認容し、その余の請求を棄却した。

控訴人は、原判決中、控訴人敗訴部分を不服として本件控訴を提起した。

特許請求の範囲の記載（特許第5374419号、請求項1）

本件特許発明を構成要件に分説すると、次のとおりである（以下、各構成要件を「構成要件A」などという）。

- A 第1の刃と、
- B 第2の刃と、
- C 前記第1の刃と前記第2の刃を設けた本体と、
- D 前記本体と可動的に接続されたガイド板とを有し、
- E 前記本体が前記ガイド板に対して動くことにより前記ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る
- F ことを特徴とするカッター。

【争点】

- (2) 特許法104条の3第1項に基づく本件特許権の権利行使制限の成否（争点2）
- ウ 特許法29条1項3号違反の無効理由の有無（争点2-(3)）

【控訴人の主張】

(1) 本件特許発明は、以下のとおり、米国公開特許公報2006/0201000号（乙13）に記載された発明と同一のものであり、新規性を欠くから、本件特許には、特許法29条1項3号違反の無効理由（同法123条1項2号）がある。

「ロッカーハウジング1とベース10と刃17からなり、

ベース10はT定規フェンス12のルーラーアーム11の上部に沿って選択的に摺動するためにT定規上に摺動自在に備え付けられ、

ロッカーハウジング1とベース10とは、ブラケット9によりピボットピン4を軸に回動可能に接続され、

刃17は刃キャリア26に備えられ、刃キャリア26はロッカーハウジング1の内部に対置され、ロッカーハウジング内部のレール50と溝49により、摺動可能に嵌合され、

ロッカーハウジング1を回動させることにより、回動させた方向のリンケージアーム18が刃キャリア26に備えられた垂直スロット28に沿って動き、回動させた方向の刃17がロッカーハウジング1の内部から出て、

ベース10よりも下方に位置する壁板シートを切断することを特徴とする壁板カッター。」

- (2) 乙13発明は構成要件AないしC及びFを充足すること

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24
第一はせ川ビル 6階
TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



乙13発明は、「第1の刃」（構成要件A）と「第2の刃」（構成要件B）の2つを備えたロッカーハウジング1を備えており、ロッカーハウジング1が「本体」（構成要件C）に当たる。

したがって、乙13発明は、構成要件AないしCを充足する。

また、乙13発明は、壁板カッターであるから、「カッター」（構成要件F）に当たり、構成要件Fを充足する。

（3）乙13発明は構成要件Dを充足すること

（ア）ブラケット9、ベース10、ルーラーアーム11及びT定規フェンス12が一体として「ガイド板」に当たること

ブラケット9、ベース10、ルーラーアーム11及びT定規フェンス12を一体としてみれば、その全体（以下「一体物」という場合がある。）が、有機的に結合して、「本体」であるロッカーハウジング1を切断方向にガイドするという機能を果たしている。

そして、ブラケット9、ベース10、ルーラーアーム11及びT定規フェンス12は、いずれも平板な形状であるから、「板」に当たり、これらの集合体である一体物においては、全体として大きな平板状を形成しており、上方に出ているブラケット9は全体と比較して小さな部材にすぎないから、一体物は「板」と評価することができる。

また、本件特許発明の構成や作用効果からしても、「ガイド板」を厳格に平板な一枚板に限定する理由はない。

したがって、乙13発明の一体物は、有機的に結合して、「本体」であるロッカーハウジング1を切断方向にガイドするという機能を果たすものであって、「板」と評価することができるものであるから、「ガイド板」に当たる。

したがって、乙13発明は、構成要件Dを充足する。

（4）乙13発明は構成要件Eを充足すること

（ア）「ガイド板から…刃が出る」の意義

「ガイド板から…刃が出る」（構成要件E）のは、刃が切断対象を切断することが可能な状態になるためであるから、「ガイド板から…刃が出る」とは、「切断面に当たることのなかった刃が、本体がガイド板に対してシャフトを軸に回転することにより、第1の刃又は第2の刃がガイド板よりも下方に出て、切断可能な状態となること」を意味すると解すべきである。

（イ）乙13発明は「ガイド板から…刃が出る」構成を有すること

乙13発明では、ベース10上のロッカーハウジング1内に収容され、切断対象である壁板シートに当たることのない刃17が、ロッカーハウジング1を第1の方向あるいは第2の方向に回転させることにより、回転させた方向の刃がロッカーハウジング1から第1の方向又は第2の方向に滑り出し、壁板シートの上のルーラーアーム11上のベース10よりも下方に出て、切断可能な状態となる。

したがって、乙13発明は、「本体」であるロッカーハウジング1が「ガイド板」であるベース10「に対して動くことにより」ベース10から「前記第1の刃または前記第2の刃」である刃17「が出る」構成を有している。

したがって、乙13発明は、構成要件Eを充足する。

【被控訴人の主張】

（1）乙13発明は構成要件Dを充足しないこと

（ア）乙13発明は「ガイド板」を有しないこと

a 「ガイド板」の意義

本件特許発明における「ガイド板」（構成要件D）は、その文言から、「ガイドするための板」と理解することができる。本件明細書によれば、従来、直定規とカッターナイフを用いてシートを切断していたところ（段落【0003】）、本件特許発明は、切断面に沿わせて滑らせることにより切断する方向をリードする部材である「ガイド板」と、切断する部材である「刃」を一体とすることによって、「ノンスリップシートなどの表面の凹凸に、ガイド板（4）を合わせ、表面の「凹凸に沿わせ滑らせるだけで、光の向きや照度に左右される事なく、簡単で美しい、かつ迅速にノンスリップシートなどを切断できる。」（段落【0006】）という効果（以下「第1の効果」という。）と、「応用例として、壁紙の施工時、入り隅や枠の凹凸に沿わせ、…壁紙の余計な部分を、地ベラや定規を使用せず切り取る。」（段落【0008】）という効果（以下「第2の効果」という。）を奏するものである。

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24
第一はせ川ビル 6階
TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



そうすると、「ガイド板」の文言及び本件明細書記載の本件特許発明の効果（第1及び第2の効果）に照らすと、「ガイド板」は「切断面に沿わせて切断方向をガイドするための板」と解すべきである。

c 控訴人主張の一体物が「ガイド板」に当たらないこと

控訴人は、ブラケット9、ベース10、ルーラーアーム11及びT定規フェンス12を一体として見て、その全体（一体物）が「ガイド板」に当たる旨主張する。

「板」とは、「①材木を薄く平たくひきわたったもの。②金属や石などを薄く平たくしたもの。」をいうこと（甲15）、本件明細書の記載は、「ガイド板」全体が「板」状であることを前提としていることからすると、仮に控訴人が主張するようにブラケット9、ベース10、ルーラーアーム11及びT定規フェンス12を一体として見たとしても、そのような一体物は、平たくしたものではなく、縦方向（垂直方向）にも構造を有する物であるから、その形状からみて、「板」とはいえないことは明らかである。

(2) 乙13発明は構成要件Eを充足しないこと

(ア) 「ガイド板から…刃が出る」の意義

「ガイド板から…刃が出る」構成について、当業者の理解する一般的な意味及び本件出願当時の技術常識に基づいてその意義を解釈すると、ガイド板を切断面に沿わせた際に、ガイド板の作用によって切断面に当たることのない状態に置かれていた刃先が、本体がガイド板に対して動くことにより、ガイド板の「近傍」に出て、切断可能な状態を作り出す

という意味に理解することができる。また、このような理解は、「ガイド板から」にいう「から」の文言の意義からみても自然である。

(イ) 乙13発明は「ガイド板から…刃が出る」構成を有しないこと

乙13発明では、ロッカーハウジング1の作用によって刃先が出ることのない状態に置かれていた「前記第1の刃または前記第2の刃」に相当する刃17が、ロッカーハウジング1から出て切断可能な状態となるのであり、ベース10又は一体物の作用によって、刃17の刃先が隠れているわけではなく、ベース10又は一体物から刃17が出るわけでもない。

したがって、乙13発明は、「前記ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る」という構成を有していないから、構成要件Eを充足しない。

【当裁判所の判断】

本件特許発明と乙13発明との同一性について

(1) 構成要件AないしC及びFについて

乙13発明は、構成要件AないしC及びFの構成を備えているものと認められる。

(2) 構成要件Dについて

(ア) 「ガイド板」の意義について

本件特許発明の特許請求の範囲（請求項1）には、「ガイド板」に関し、「前記本体と可動的に接続されたガイド板」及び「前記本体が前記ガイド板に対して動くことにより前記ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る」との記載があるが、「ガイド板」の形状、大きさ、厚さ、材質などを特定のものに限定する記載はない。

加えて、一般に、「ガイド」とは「案内すること。手引きすること。」などを意味し、「板」とは「①材木を薄く平たくひきわたったもの。②金属や石などを薄く平たくしたもの。」などを意味すること（広辞苑第六版）を踏まえると、請求項1の記載から、本件特許発明の「ガイド板」は、「切断方向を案内するための平たい形状の部材」であることを理解することができる。

次に、本件明細書には、「ガイド板」の語を定義した記載はない。

本件明細書には、「ガイド板」の形状、大きさ、厚さ、材質などについて具体的に述べた記載はないし、「ガイド板」がノンスリップシートなどの切断対象物の切断時に切断対象物等に対してどのように作用するのかに関して、これを特定の態様に限定する記載もない。

さらに、図2及び3には台形の上辺に中央に孔の開いた半円を組み合わせた形状のガイド板4が示されているが、本件明細書には、「ガイド板」の形状を図2及び3に示すものに限定する記載はない。

以上の本件特許発明の特許請求の範囲（請求項1）の記載及び本件明細書の記載によれば、本件特許発明の「ガイド板」（構成要件D）は、「切断方向を案内するための平たい形状の部材」であると認められる。

(イ) 「ガイド板」の有無について

乙13発明では、ロッカーハウジング1にピボットピン4を軸として接続されているブラケット9と、ブラケ

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



ット9と接合したベース10と、ベース10が摺動するT定規のルーラーアーム11と、壁板シート32の縁33aに沿って移動するT定規フェンス12とが一体として、ロッカーハウジング1に設けられた刃17の第1の刃部又は第2の刃部が壁板シート32を切断する際に、その切断方向を導いているということができる。

したがって、乙13発明では、ブラケット9、ベース10、ルーラーアーム11及びT定規フェンス12とで構成される一体物が、刃17の第1の刃部又は第2の刃部が壁板シート32を切断する際に、「切断方向を案内する」作用を奏していることが認められる。

三角形のブラケット9は、一体物を構成する他の部材の垂直方向(上方)に配置されているが(図3等)、ブラケット9は、ルーラーアーム11上を摺動するベース10の「上面の一部」に備え付けられた部材であり、一体物全体と比較すると(図1ないし3等)、小さな部材にすぎないものと理解される。

そうすると、ブラケット9、ベース10、ルーラーアーム11及びT定規フェンス12で構成される一体物は、全体として平たい形状であるものと認められる。

したがって、一体物は、「ガイド板」(構成要件D)に相当するものと認められる。

以上によれば、乙13発明は、構成要件Dの構成を備えているものと認められる。

(3) 構成要件Eについて

(ア) 「前記ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る」の意義

本件特許発明の特許請求の範囲(請求項1)には、「前記本体が前記ガイド板に対して動くことにより前記ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る」構成(構成要件E)に関し、「本体が前記ガイド板に対して動く」前後における「本体」と「ガイド板」の位置関係、「ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る」態様及び場所を特定の構成のものに限定する記載はない。

「前記本体が前記ガイド板に対して動くことにより前記ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る」構成は、「第1の刃」又は「第2の刃」が「ガイド板」の底面よりも下の位置に出て対象物を切断することが可能な状態となったことを規定したものと理解することができる。

本件明細書には、「本体が前記ガイド板に対して動く」前後における「本体」と「ガイド板」の位置関係、「ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る」態様及び場所を特定の構成のものに限定する記載はない。

そうすると、「本体」を「ガイド板」に対して傾け、又は回転させることにより、「本体」の中に設けた「第1の刃」又は「第2の刃」が「ガイド板」の底面よりも下の位置に出て対象物を切断することが可能な状態となる構成のものは、「前記本体が前記ガイド板に対して動くことにより前記ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る」構成(構成要件E)に当たるものと認められる。

乙13の記載事項及び図面(別紙乙13図面参照)によれば、乙13発明においては、図11に示すように、「本体」に相当するロッカーハウジング1をピボットピン4を軸として回転させることにより、ロッカーハウジング1の内部に対置された刃キャリア26に備えられた一対の切断部材である刃17のうち、下方向に回転した側の第1の刃部又は第2の刃部が、ロッカーハウジング1の内部から出て、さらには、「ガイド板」に相当する一体物の構成部分であるルーラーアーム11の底面よりも下の位置に出て、壁板シート32を切断することが可能な状態になることが認められる。

そうすると、乙13発明は、「前記本体が前記ガイド板に対して動くことにより前記ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る」構成(構成要件E)を備えているものと認められる。

(4) まとめ

以上のとおり、乙13発明は、本件特許発明のすべての構成要件の構成を備えているから、本件特許発明と同一の発明であることが認められる。したがって、本件特許発明は、新規性を欠くものであり、本件特許には、特許法29条1項3号に違反する無効理由(同法123条1項2号)があり、特許無効審判により無効とされるべきものと認められるから、被控訴人は、同法104条の3第1項の規定により、控訴人に対し、本件特許権を行使することはできない。

【実務上の指針】

「ガイド板」のように名称のみで構成を特定した場合は、複数の部材で構成されて全体として平たい形状の部材を含むと解釈されることがある。また、「ガイド板から刃が出る」という作用的な記載による構成の特定は、その態様を特定の構成に限定したことにならず、意図したよりも広く解釈されることがある。したがって、これらの記載は、広い技術的範囲を含むものの、特許法第104条の3第1項の規定により、特許権の行使が制限される可能性が高くなる。

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



明細書図面

図 1

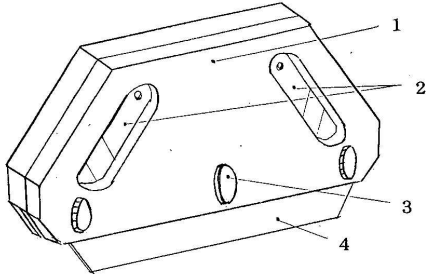
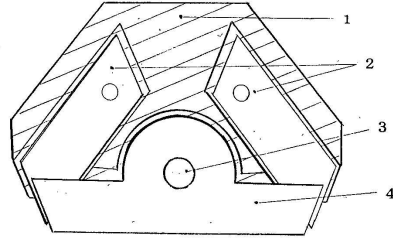
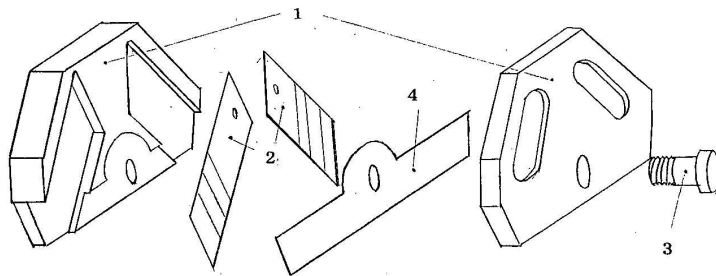


図 3



1 本体、 2 カッターナイフの刃、 3 シャフト、 4 ガイド版

図 2



乙 1 3 図面

図 1

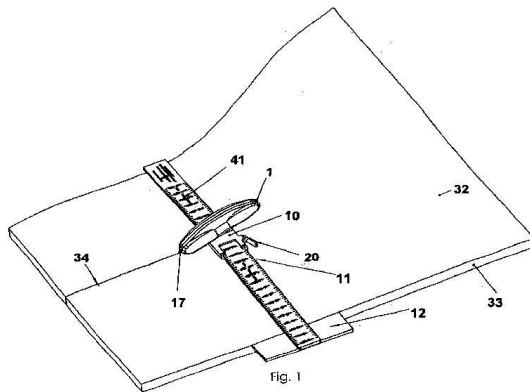


図 3

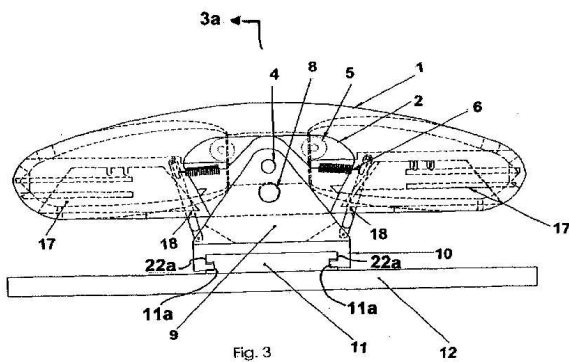
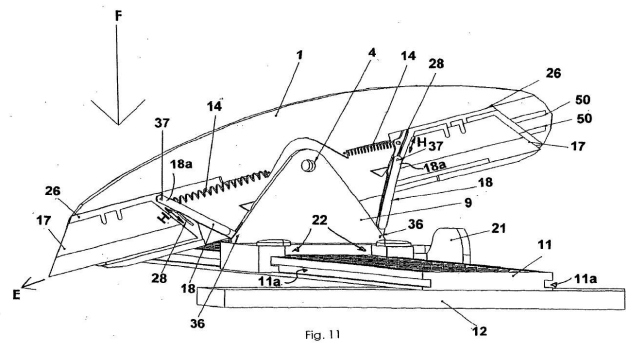


図 1 1



以上